

諮問第 1 号

生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について

生活保護費返還金の督促に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 審査請求人

\* \* \* \*

2 審査請求の年月日

令和元年12月5日

3 審査請求の趣旨

川崎市長による次の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

督促状発行日 令和元年11月20日

金 額 120,516円

納入事由 生活保護法第63条の規定に基づく生活保護費返還金

4 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は、生活保護法第63条の規定に基づく費用返還額の決定に係る処分について神奈川県知事に対して審査請求を行っているところ、当該審査請求の裁決前に本件処分がなされたため、本件処分は違法又は不当である。

(2) 借家法第1条の2の規定に基づく移転費用として支払われた金銭について、賠償額として認定され、返還を求められたため、本件処分は違法又は不当である。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 令和元年9月26日、本市は、審査請求人に対し、アパートの立退料として収入があったことを理由に、生活保護法第63条の規定に基づき、費用返還額の決定を行った。
- 2 令和元年10月19日、審査請求人は、費用返還額の決定に係る処分について、神奈川県知事に対し、審査請求を行った。
- 3 令和元年11月20日、本市は、審査請求人に対し、生活保護費返還金の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 本事件は、費用返還額の決定に係る処分の審査請求の裁決前に本件処分が行われたこと、借家法第1条の2に基づく移転費用として支払われた金銭について、賠償額として認定され、返還を求められたこと等を理由として、本件処分の取消しを求めるため、審査請求がなされたものである。

